

事業目的・内容・方法	
運営体制	総合相談支援業務
<p>地域住民や関係機関、関係者との連携を大切にして、協働で地域課題の把握や解決ができる関係づくりを行います。</p> <p>(1) 地域包括ケアシステムの構築 地域の特性や実情を踏まえ、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて積極的に取り組みます。</p> <p>(2) 日常生活上の身近な相談機関としての公益性、公正性、中立性の高い事業運営の実施 地域住民が気軽に相談できる環境を提供することを心掛け、相談を受けた職員は公正・中立な立場を認識し、常に当事者の最善の利益を図るための業務を遂行します。</p> <p>(3) チームアプローチの実践 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が、各々の専門性を活かしつつ、連携しながら問題解決に向けて対応するチームアプローチを実践します。</p> <p>(4) 地域包括支援センター相互が連携した支援 担当地区に限定せず、他の地域包括支援センターと連携しながら全越前市民を対象とした相談しやすい窓口対応を実践します。</p> <p>(5) 「寄り添う気持ち」を意識した取組み 常に相談者の立場に立ち、傾聴と相談者の気持ちに共感する姿勢を大切にして対応します。</p> <p>(6) 個人情報の保護 関係法令及び条例を遵守し、個人情報の保護に努めます。</p> <p>(7) 苦情対応 苦情に対する体制を整備し、迅速かつ誠実に対応し、再発防止に努めます。</p>	<p>(1) 気軽に相談できる総合相談窓口であることをあらゆる機会を通して周知します。 ① 支援だよりの発行 ② 実態把握のための訪問での周知 ③ 各種協議体での周知 ④ つどい等の地域住民が集う場での周知</p> <p>(2) 待ちの姿勢だけではなく、あらゆる機会で相談の場を設けるよう努めます。 ① つどいをはじめとする地域住民対象の教室や研修会の場を利用 ② 相談会「よってこさ！行ってこさ！」でのあらゆる相談への対応</p> <p>(3) 相談内容に応じて、迅速に必要な支援やサービスにつなぎます。</p> <p>(4) 高齢者相談のワンストップ窓口機能 相談者が1つの窓口での相談ですむように、相談内容に応じて関係機関と連携して対応します。</p>

事業目的・内容・方法	
権利擁護業務	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
<p>権利侵害を受けているまたは受ける可能性が高い高齢者に対し、尊厳ある生活を維持または回復できるよう、専門的視点から継続的に支援を行います。</p> <p>(1) 高齢者虐待の早期発見・早期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ①民生委員、関係機関、ケアマネジャーと連携して情報把握し、市とともに早期対応に努めます。 ②民生委員や地域住民に「地域の見守りポイント」のチラシを配布して、気がかりな場合は相談してもらうよう働きかけます。 ③介護負担の介護者の早期把握と早期対応 地域のケアマネジャーに「介護負担アセスメントシート」の活用を勧めていきます。介護者の介護負担の有無や程度を早期に把握し、介護負担が虐待の原因にならないよう介護者に寄り添った対応をしていきます。 <p>(2) 困難事例への対応</p> <p>困難事例を把握した場合は、センター全体で対応を検討し、それぞれの専門性を生かしながら、市や地域のネットワーク、関係機関等と連携して適切な対応を行います。</p> <p>(3) 成年後見制度の活用促進・助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市と連携し、対象者や家族に対する申し立て支援・助言等を行います。 ②地域住民や家族への制度の普及啓発及び介護支援事業所等への周知・相談・助言を行います。 	<p>住み慣れた地域での生活が継続できるように地域の関係機関、関係者と介護支援専門員との連携の橋渡しをします。</p> <p>(1) 適切な介護予防マネジメント</p> <p>自立支援に向けた介護予防マネジメントを行います。</p> <p>(2) 地域の介護支援専門員への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個別ケースの課題を検討し、専門職や地域関係者との連携を図ることで、ネットワークを構築していきます。 ①一般介護予防事業、地域の社会資源やインフォーマルサービスの情報提供し活用を勧めていきます。 ②介護支援専門員の個別相談の助言、支援を行っていきます。 ③必要に応じて担当者会議に参加してケアマネジメントを支援します。

事業目的・内容・方法	
介護予防関連業務	在宅医療・介護連携推進業務
<p>(1) 指定介護予防支援事業 総合事業対象者・要支援者に対し、適切な予防サービス事業を効果的に提供します。</p> <p>(2) 一般介護予防事業</p> <p>①介護予防のための普及啓発に努めます。 健康意識の向上や疾病管理の大切さを含めたフレイル予防、認知症予防の働きかけをつどい等で重点的に行います。</p> <p>②「元気なうちから介護予防」を目的に、介護予防教室の対象となる方を把握（実態把握等）して、参加希望者への支援を行っていきます。</p> <p>(3) 保健事業と介護予防の一体化に取り組みます。</p>	<p>自分が望む生活を最期まで継続するために、医療と介護が途切れなくかつ的確に提供出来るように多職種との連携を図ります。</p> <p>(1) 入院中の高齢者が、退院後の介護サービスを希望している場合や支援が必要な場合等は、入院から在宅にスムーズに移行できるように主治医や看護職、ケースワーカーと連携を密にします。また、必要に応じて退院前カンファレンスに参加します。</p> <p>(2) 医療と介護のサービスを一体的に提供するため、多職種連携で対応していきます。</p> <p>(3) 地域住民への普及啓発のための研修会を開催します。</p>

事業目的・内容・方法	
生活支援体制推進業務	認知症総合支援業務
<p>「地域全体で住み慣れた地域での高齢者の生活を支える体制づくり」を進めていきます。</p> <p>(1) 民生委員、相談協力員、地域支え合い推進員との連携を積極的に図っていきます。そのためにも関連する会議には積極的に参加して、顔の見える連携を目指していきます。</p> <p>(2) 地区協議体と情報を共有し、地域課題の把握に努め、地域に即した支援体制を整えていきます。</p> <p>(3) 地域ケア会議で、事例を通して地域課題の把握をし、多職種協働で解決に向けた取り組みをします。</p>	<p>「チームオレンジ」を意識した認知症になってしまいでも本人の意思が尊重される地域づくりと、介護する家族への支援も併せて行います。</p> <p>(1) 認知症サポーター養成講座の周知と開催 ①地域住民、担当地区内の企業、学校、大型店舗、金融機関に周知し、開催を呼びかけます。 ②希望のあった団体に対して開催します。</p> <p>(2) 地域全体での支援 認知症サポーター、民生委員、福祉推進員、地域支え合い推進員と協力して地域の方の認知症への理解を深め、認知症予防や認知症の方の早期発見、認知症の人にやさしい地域づくりを行っていきます。</p> <p>(3) 認知症の方の早期発見・早期対応や介護する家族への支援 市の認知症ケアパスや認知症初期集中支援チームを活用して状態に応じた対応を多職種連携で行います。</p> <p>(4) 担当地区内の認知症カフェに参加して、連携を図っていきます。</p> <p>(5) 定年齢認知症検診結果による認知症予備軍の早期発見と受診勧奨を行います。</p>

事業目的・内容・方法	
地域ケア会議の実施	多職種協働による地域包括支援ネットワーク
<p>(1) 地域ケア個別会議</p> <p>① 目的と目標を明確にして開催します。</p> <p>② その人らしく、住み慣れた地域で生活できるよう、多職種の専門的助言を共有し、課題解決に努めます。また、本人が持っている力を引き出せるマネジメント支援に繋げていきます。</p> <p>(2) 地域における地域ケア会議</p> <p>① 目的と目標を明確にして開催します。</p> <p>② 個別で出された課題を個人の課題とするだけではなく、地域の課題として捉え、専門職と地域関係者が連携し支えていく体制を作ります。</p> <p>③ 介護支援専門員が抱える困難事例に対して、必要時に迅速に関係機関と連携を図りながら対応します。</p>	<p>生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような体制づくりに努めます。</p> <p>(1) ネットワークの構築を常に念頭に置いた活動 一つ一つの相談事例への対応や支援の中で繋がりができた関係機関や関係者に対してネットワーク作りの働きかけを行っていきます。</p> <p>(2) 地域ケア会議の検討内容を大切にして地域課題の把握、関係機関や関係者との連携を図ります。</p> <p>(3) 「自助・互助・共助」の実現を目指す 公的なサービスだけでなく、ボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源の把握し、連携した支援を行っていきます。</p>